

～～ソーラーのまち大阪推進事業～～
 太陽光発電設備設置者募集のご案内
 （検定済積算電力量計メータ設置補助のご案内）

申請受付期間 平成 21 年 12 月 25 日（金）から平成 22 年 2 月 12 日（金）まで

大阪府内の住宅用太陽光発電で発電された電力の自家消費分の環境価値を、委託先（仲介事業者）である財団法人大阪府みどり公社を通じて証書化し、それを府内の企業等に購入してもらうことによって対価を還元する事業を開始します。

このたび、本事業に参加する太陽光発電の設置者を募集するとともに、グリーン電力証書の発行に必要な不可欠な計量法に適合した検定済積算電力量計メータ（以下、「検定済メータ」という。）の設置費用の一部を補助します。

1. 募集概要

太陽光発電設備設置者の募集

参加対象者（以下の要件を全て満たす方）	募集件数
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内の住宅（店舗併用含む）に新たに太陽光発電システムの設置を予定している方、または既に設置している方。 ・電力会社との電力受給契約を行う予定の方、または既に行っている方。 ・グリーン電力認証に係る発電量の証明にあたり、計量法に適合した検定済メータの設置を予定している方、または既に設置している方。 ・グリーン電力（発電のうち自家消費する電力）に相当する環境価値（二酸化炭素の排出量削減）の譲渡に同意できる方。 ・グリーン電力証書に相当する環境価値の支払いについて、グリーン電力証書が売却されて、初めて支払いが行われることに同意できる方。 ・設置を予定している、または、既に設置済の太陽光発電設備容量が 10kW 未満である方。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度 200 件程度

検定済メータ設置補助の募集

補助対象者	募集件数
<ul style="list-style-type: none"> ・新規に計量法に適合した検定済メータの設置を予定されている方 既に設置されている方や発注している方は補助金対象外になります。 メータ設置補助を受ける人は必ず「ソーラーのまち大阪推進事業」に応募し、3年以上継続して参加する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度 200 件程度 募集期間内であっても検定済メータ補助予算の範囲を超える日をもって受付を締め切ります。

検針済メータの検針方式について

検定済メータの検針方式は、2 種類あります。設置する太陽光発電システムによって検針方式は違います。

遠隔検針システム方式

検定済メータの発電電力量と売電電力量について、通信回線やインターネットを利用してリアルタイムに収集を行う検針システム方式をいう。

目視検針方式

検定済メータの発電電力量と売電電力量について、目視確認（写真撮影が必要）によって収集を行う検針方式をいう。

検定済メータの補助内容について

本事業に参加する太陽光発電設備設置者が、新たに計量法に適合した検定済メータの購入費と工事費に対して補助を行います。

遠隔検針システム方式の場合

- ・検定済積算電力量計メータ（太陽光総発電量が確認できるメータ）
- ・検定済売電電力量計メータ（電力会社が設置する検定済売電電力量計メータではなく、グリーン電力専用の売電電力量が確認できるメータ）

電力量を電文情報で送信可能な日本電気計器検定所の検定証印が付された有効期間内の電力量計
なお、平成21年12月25日時点で対象となる遠隔検針システムは以下のものになります。

- ・SAN GENiS（三洋ホームズ株式会社の戸建物件専用のシステム）
- ・シャープ株式会社の提供する Web モニタリングサービス対応システム

目視検針方式の場合

- ・検定済積算電力量計メータ（太陽光総発電量が確認できるメータ）

補助金額について

遠隔検針システム方式の場合 2.3万円（1戸あたりの上限額）

目視検針方式の場合 1.5万円（"）

設置費用が上限額を下回る場合はその額になります。

2. 募集期間・応募先

- (1) 募集期間 平成21年12月25日（金）～平成22年2月12日（金）（土日祝日・12月29日～1月3日を除く。）9時から17時まで

太陽光発電や検定済メータを新規に設置する方は、設置工事期間を考慮して御相談ください。

- (2) 応募方法
- ・「ソーラーのまち大阪推進事業に係るグリーン電力の環境価値移転契約約款」を必読のうえ、様式1に必要事項を入力して電子媒体（CD-R等）に保存していただき、本人確認資料と口座確認資料と添付書類を併せて上記募集期間までに財団法人大阪府みどり公社（下記住所参照）あて郵送してください。

近日中に、様式1に関しては直接HP上から入力を完了できるよう準備いたします。

<http://www.osaka-midori.jp/ondanka-c/index.html>

- ・財団法人大阪府みどり公社において、郵送の本人確認書類を受領し申込書の内容を確認次第、申込受付完了通知（補助金交付決定）をメールにて送信します。申込受付完了通知（補助金交付決定）を受領しましたら、3.事務の流れに記載されている手続きに従って、様式2～7に必要事項を入力していただき、電子メールに添付して財団法人大阪府みどり公社（下記送信先参照）まで送信してください（添付書類以外の紙媒体での郵送、FAXによる申請受付はいたしません。）。添付書類は郵送で財団法人大阪府みどり公社まで送付して下さい。

様式1以外は、原則、電子メールでの手続きを想定していますが、電子メールによるデータの送受信が可能な環境を確保することが難しい場合には、別途ご相談ください。

所定の参加申込書と提出書類一覧のファイルをダウンロードしてください。

<http://www.osaka-midori.jp/ondanka-c/index.html>

デジタルカメラで撮影した検定済メータの写真も電子データとして所定の様式に貼付した後、メールに添付して大阪府みどり公社まで送信してください。採否の認定結果は、後日申請者に対して通知いたします。

- (3) 応募先 財団法人大阪府みどり公社 「ソーラーのまち大阪推進事業」係

3 . 応募書類

本人確認資料

- (1) 運転免許証のコピー、健康保険証のコピー、住民票の写しのいずれか 1 つ

口座確認資料

- (1) 本人名義の銀行預金通帳のコピー

申請書類

遠隔検針システム方式の場合

- (1) ソーラーのまち大阪推進事業参加申込書 (様式 1)
(2) 補助金交付申請書兼検定済積算電力量メータ設置完了届 (様式 2 1)
(3) 検定済メータ写真添付表 (遠隔検針用) (様式 3)
(4) 検定済積算電力量計設置補助金請求書 (様式 5 2)

目視検針方式の場合

- (1) ソーラーのまち大阪推進事業参加申込書 (様式 1)
(2) 補助金交付申請書兼検定済積算電力量メータ設置完了届 (様式 2 1)
(3) 検定済メータ写真添付表 (目視検針用) (様式 4)
(4) 検定済積算電力量計設置補助金請求書 (様式 5 2)
(5) 認証電力量写真添付表 (目視検針用) (様式 6 - 1) 検針開始値用
(6) 認証電力量写真添付表 (目視検針用) (様式 6 - 2) 検針終了値用
(7) 発電電力量報告書 (様式 7)

- 1 太陽光発電設備・検定済メータが既に設置している方は、該当しない書類になります。
2 補助金の申請をされない方は、該当しない書類になります。

添付書類

- (1) 電力会社との電力受給契約書の写し
(2) 検定済積算電力量計の施工業者等の請求書または領収書の写し (内訳項目・内容金額が判るものに限る。)
施工業者等の工事代金受領証明書等でも可 (内訳の判るもの)
既に検定済メータを設置されている方は該当しない書類になります。
(3) 太陽光発電システム全体・モジュールの配置図の写し (施工業者が作成したもの)
(4) 太陽光発電システムの仕様書の写し (施工業者が作成したもの)

注 意 事 項 等

1 . 留意事項

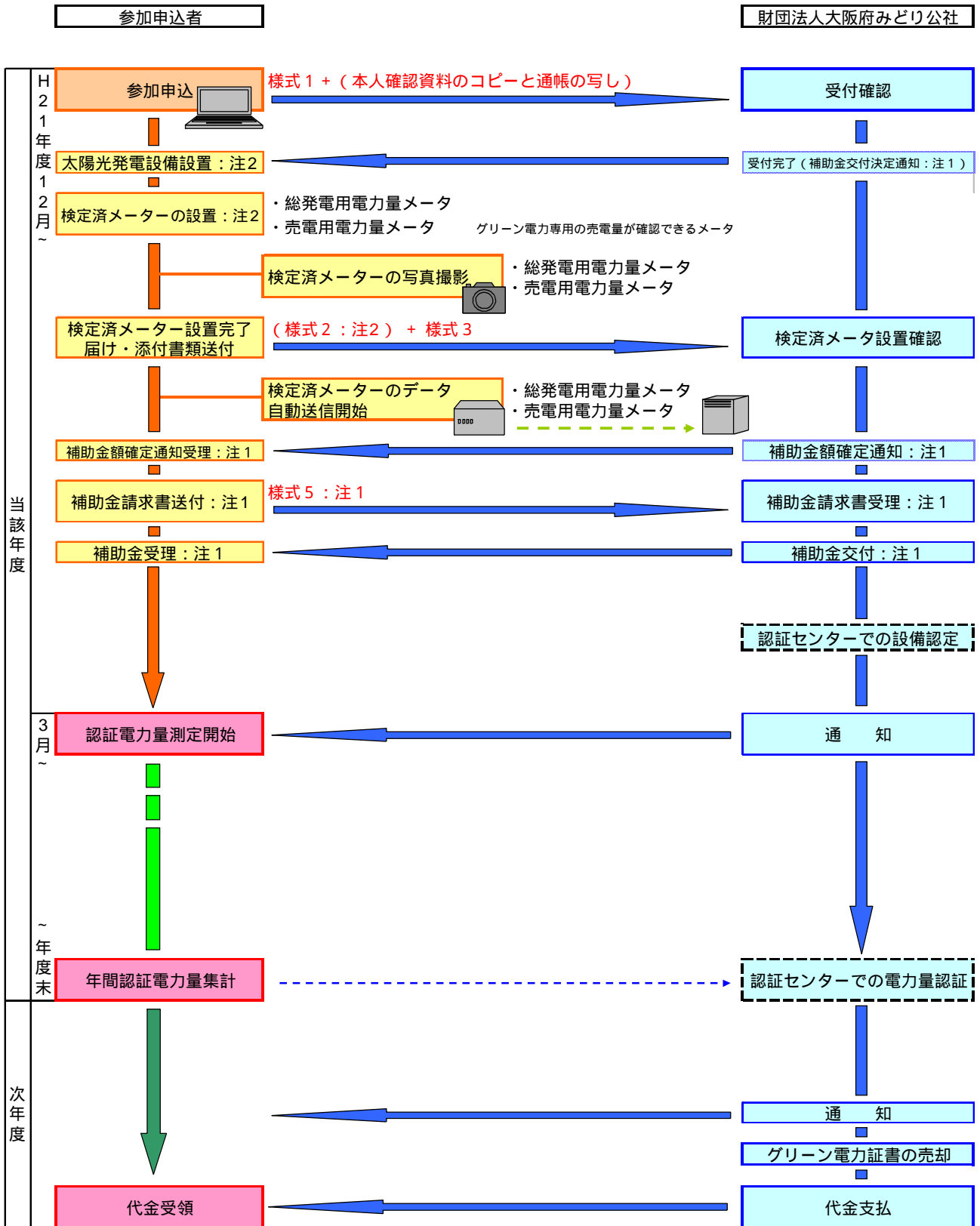
自然エネルギーである太陽光等によって生み出される電力については、現在、国において全量買取制度の検討が行われており、本制度を維持できなくなる場合があります。

2 . その他関係書類

- (1) 事業のイメージ図 資料元：環境省
(2) ソーラーのまち大阪推進事業に係るグリーン電力の環境価値移転契約約款
(3) 財団法人大阪府みどり公社 個人情報保護規程
(4) 参加申込書及び提出書類一覧記入例 (様式 1)
(5) 検定済メータ撮影要項
(6) 退会届

3. 事務の流れ

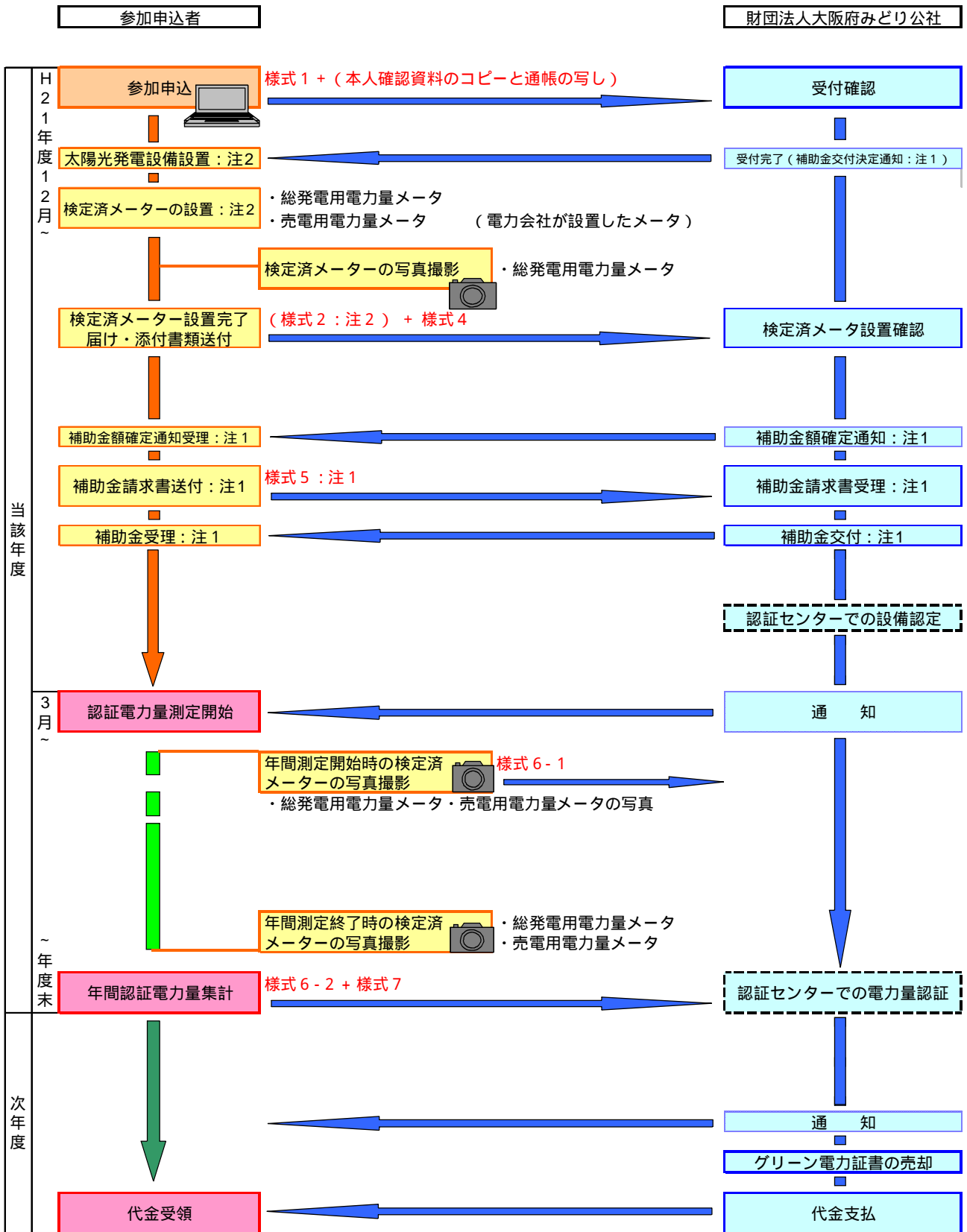
遠隔検針システム方式の場合



注1 補助金の申請をされない方は、該当しない項目になります。

注2 太陽光発電設備・検定済メータが既に設置済みの方は、該当しない項目になります。

目視検針方式の場合



注1 補助金の申請をされない方は、該当しない項目になります。
 注2 太陽光発電設備・検定済メータが既に設置済みの方は、該当しない項目になります。

4. 問い合わせ先

財団法人大阪府みどり公社

住 所 〒541-0054 大阪市中央区南本町二丁目 1 番 8 号 (創建本町ビル 5F)

連 絡 先 06-6266-1271

